

公益財団法人消防育英会奨学金給付基準

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成18年総務省令第110号)別表第2中、等級第1級から第3級までは消防育英会奨学規程(以下「奨学規程」という。)第4条第2項に定める額を支給する。
- 2 同上、別表第2中、等級第4級については10%減
" " 第5級 " 20%減
" " 第6級 " 30%減
" " 第7級 " 40%減
を奨学規程第4条第2項に定める額からそれぞれ減額して給付するものとする。
- 3 同上、別表第2中、等級第8級から第14級のものについては奨学金を給付しない。但し、現在奨学金をうけているものに限り奨学規程第4条第2項に定める給付額から50%減額して給付するものとする。
- 4 消防職員にあつては、「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令別表第2」とあるのは、「地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表3」と読み替えるものとする。

附 則

昭和49年4月1日制定実施

昭和52年4月1日一部改正実施

昭和57年4月1日一部改正実施

昭和63年4月1日一部改正実施

平成20年4月1日一部改正実施

平成24年9月26日一部改正実施

平成28年4月1日一部改正実施